

令和6年10月2日14時00分
近畿地方整備局

近畿地方整備局が発注した工事等を有識者委員が審議した結果を公表します。

近畿地方整備局入札監視委員会は、令和6年度の「総会」を開催後、第一部会及び第二部会の定例会議を開催しました。

<開催の概要>

【総会】 令和6年7月30日(火) 13:30 ~ 13:40

総会では、委員長が選任され、第一、第二部会の委員が指名されました。(別表1参照)

【定例会議】

・第一部会 令和6年7月30日(火) 13:50 ~ 16:00 (別表2参照)
(港湾空港関係事務を除く入札・契約手続に係る事項)

・第二部会 令和6年8月6日(火) 14:00 ~ 16:30 (別表3参照)
(港湾空港関係事務における入札・契約手続に係る事項)

定例会議では、令和5年10月1日から令和6年3月31日までに契約した「工事」等の契約に関する入札・契約手続の運用状況等にかかる報告及び委員会が抽出した案件に関する入札・契約の過程並びに契約内容にかかる審議が行われました。

【会場】 大手前合同庁舎 1階 共用会議室1 (WEB併用方式)
大阪府中央区大手前三丁目1番41号

- 入札監視委員会は、入札及び契約の過程、契約内容の透明性を確保するため、平成6年度から設置された学識経験者等で構成される第三者機関です。
- 本内容は、近畿地方整備局のホームページに掲載しております。
https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/watchdog_commission/index.html

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
神戸海運記者クラブ 神戸民放記者クラブ みなと記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局

【第一部会】 TEL:06-6942-1141 (代表) 9:15~18:00

主任監査官 河村(内線2114) 入札契約監査官 吉崎(内線2115)

【第二部会】 TEL:078-391-7576 (直通) 8:30~17:15

総務部契約管理官 石崎(内線6311) 総務部経理調達課長 加藤(内線6310)

【総会】審議概要 (令和6年度 入札監視委員会)

別表1

<p>開催日時及び 開催場所</p>	<p>令和6年7月30日(火) 13時30分 大手前合同庁舎 1階 共用会議室 (WEB併用方式)</p>
<p>委員 (敬称略) (五十音順)</p>	<p>安部 将規 (アイマン総合法律事務所 弁護士) 泉 克幸 (関西大学 教授) 神田 彰 (公益社団法人関西経済連合会 理事) 清滝 ふみ (近畿大学 教授) 西上 治 (神戸大学大学院 准教授) 本岡 正則 (本岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士) 森川 英典 (神戸大学大学院 教授) 八木 知己 (京都大学大学院 教授) (五十音順、敬称略)</p>
<p>議事</p>	<p>1 委員紹介 2 近畿地方整備局幹部紹介 3 局長挨拶 4 委員長の選出 5 委員長挨拶 6 委員長代理の指名 7 各部会委員の指名 8 各部会長の選出及び各部会長代理の指名 9 その他</p> <p style="text-align: right;">配布資料無し 13時40分終了</p>
<p>委員長、委員長代理、第一、第二部会委員・部会長・部会長代理の選出</p>	<p>委員長 (安部委員) 委員長代理 (森川委員) 第一部会委員 (泉委員、神田委員、清滝委員、八木委員、安部委員) 第二部会委員 (西上委員、本岡委員、森川委員) 第一部会長 (安部委員) 第一部会長代理 (泉委員) 第二部会長 (森川委員) 第二部会長代理 (西上委員) (敬称略)</p> <p style="text-align: right;">以上について、総会において選出された。</p> <p>【連絡事項】</p> <p>・特に質問なし。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>

【定例会議】審議概要 (令和6年度 入札監視委員会 第一部会 第1回)

別表2

開催日及び開催場所	令和6年 7月30日(火) 大手前合同庁舎 1階 共用会議室		
委員 (五十音順) (敬称略)	安部 将規 (アイマン総合法律事務所 弁護士) ・ (今回抽出担当) 泉 克幸 (関西大学 教授) 神田 彰 (公益社団法人関西経済連合会 理事) 清滝 ふみ (近畿大学 教授) 八木 知己 (京都大学大学院 教授)		
審議対象期間	令和5年10月1日 ~ 令和6年3月31日		
報告事項	① 半期毎の契約状況 ② 指名停止等の運用状況 ③ 談合情報等の対応状況 ④ 再度入札における一位不動状況 ⑤ 低入札価格調査制度調査対象工事・業務の発生状況 ⑥ 一者応札の発生状況 ⑦ 不調・不落の発生状況 ⑧ 高落札率の発生状況 ⑨ 話題提供	(備考) ・①～⑨について、整備局資料に基づき説明を行った。	
審議事項	(備考) ・ 審議対象案件は、別紙「審議案件一覧」のとおり		
契約方式			総件数10件
(工事)			
一般競争入札方式 (WTO 対象)			2件
一般競争入札方式 (WTO 対象外)			3件
随意契約方式	1件		
(業務)			
一般競争入札方式	1件		
簡易公募型競争入札方式	1件		
公募型プロポーサル方式	1件		
(役務及び物品)			
企画競争方式	1件		
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答	
	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

令和6年度 入札監視委員会 第1回定例会議 抽出工事等一覧

抽出工事対象期間 : 令和5年10月1日～令和6年3月31日

抽出年月日 : 令和6年6月5日

抽出委員 : 安部 将規 委員

抽出資料 : 入札方式別発注工事等一覧表

抽出工事件名等

	入札方式	工事名・業務名	工事種別・業務区分・業務分類	契約金額 (千円)	備考
①	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事)	国道9号京都西共同溝発進立坑他工事	一般土木工事	751,300	京都国道事務所
②	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事)	大野油坂道路新子馬巣谷橋上部工事	鋼橋上部工事	5,100,700	福井河川国道事務所
③	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	国道29号新中島橋補修工事	橋梁補修工事	216,700	姫路河川国道事務所
④	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	七曲谷第二堰堤改築工事	一般土木工事	174,350	六甲砂防事務所
⑤	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	足羽川ダム付替県道14号橋上部他工事	プレストレスト・コンクリート工事	227,370	足羽川ダム工事事務所
⑥	随意契約方式	豊岡道路佐野トンネル覆工その他工事	一般土木工事	382,910	豊岡河川国道事務所
⑦	一般競争入札方式	紀の川水文観測所維持管理業務	測量	31,240	和歌山河川国道事務所
⑧	簡易公募型競争入札方式	大阪湾岸道路西伸部摩耶沖第三高架橋他詳細設計業務	土木関係建設コンサルタント業務	237,754	浪速国道事務所
⑨	公募型プロポーザル方式	奈良法務総合庁舎新築設計業務	建築関係建設コンサルタント業務	172,700	営繕部
⑩	企画競争方式	近畿地方整備局管内行政情報システムPCサポート業務(R5)	役務	211,415	企画部

近畿地方整備局 入札監視委員会（令和6年度第一部会第1回定例会議）審議概要

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>① 半期毎の契約状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 <p>② 指名停止等の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初めて受注したが、書類の作成が困難で辞退しているが、書類作成の難しさはとは、どのようなものか。 ・ 書類作成時のサポート体制等は、どうなのか。 <p>③ 談合情報等の対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 <p>④ 再度入札における一位不動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 <p>⑤ 低入札価格調査制度調査対象工事・業務の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 <p>⑥ 一者応札の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持修繕の一者応札の改善が進んでいないようだが、業者とのヒアリングや発注の仕方の工夫以外に、何か行っているか。 <p>⑦ 不調・不落の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 <p>⑧ 高落札率の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 ・ 報告については了承とする。 <p>⑨ 話題提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備局の受注が初めてであり、受注者側の体制や計画性が十分でなく、作成困難だったのではないかと考えられる。 ・ 最後まで受注を継続してもらえるよう、書類作成等には担当職員等が説明、サポートに努めている。 ・ 資料をダウンロードした業者に対し、なぜ参加出来なかったのか等、ヒアリングを行い、翌年度に向けた改善検討を行っている。 ・ 特に維持修繕工事は人気のない工事であり、より丁寧にヒアリングを実施している。

<p>2. 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 抽出案件結果報告 ■ 抽出案件説明及び審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 一般競争入札方式(WTO 対象) (国道9号京都西共同溝発進立坑他工事) <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加申請対象者数は多数あるが、実際の参加申請者は、1者となっている理由はあるのか。 ・ 工事と交通規制を分けて発注すればもう少し手が上がったのではないか。 ・ 本件は了承とする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 2. 一般競争入札方式(WTO 対象) (大野油坂道路新子馬巢谷橋上部工事) <ul style="list-style-type: none"> ・ (同種で求める) 工法が特殊なので単体業者の参加が少なく、特定JVが多いのか。また難しい工法なのか。 ・ 同種工事の実績が、なぜ平成20年以降なのか。 ・ 単体業者1者、特定JV5者が参加しているが、特定JVが多いのは、なぜか。 ・ 本件は了承とする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (国道29号新中島橋補修工事) <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書のダウンロード者数が多数あったのに、申請者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の工事は3箇所を実施する。分割発注も考えていたが、シールド構造内での別途工事や水道管工事等を行っており、工程の調整を行いながらの工事になり、工事箇所が離れているため調整も難しく、同じ受注者が調整を行う方が良いと判断し、3箇所まとめた発注となった。工事箇所が離れており、調整が難しいところや現道の工事で交通規制が煩雑になることから敬遠されたと考えられる。 ・ 工事の工程に合わせて交通規制を行うため、両者での調整が必要になる。そのため工事と交通規制は一体で発注することが一般的である。 ・ 当該工事の仮設工法は、ケーブルクレーン仮設であり、他の工事箇所でも実績はある。よって、難しい工法ではない。 ・ 発注時点から15年遡るのは、ガイドラインで決まっており、全国一律である。 ・ 今回、アーチ橋であり、工事金額も高額。また、珍しい工事でもある。 それぞれの分野の得意とする企業同士でJVとして組むことで、大規模かつ難易度の高い工事が実施できる。その結果、特定JVが多くなったと考える。 ・ ダウンロード実施者にヒアリングを行った結果、配置技術者が
---	---

<p>が1者、入札参加者が1者となった理由はなぜか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札価格が予定価格のギリギリの金額で落札されているが、落札者は、他者には難しい技術のため参加しないと予想をし、強気で入札を行ったのか。 積算ソフトを使えば調査基準価格に近い入札価格になると思うが、予定価格に近い金額で入札しているがなぜか。 工期が1年となっている理由は、床版の取り替えが難しく、川の上の工事箇所なので出水期外の工事となり、工期が1年と考えるが、如何か。 本件は了承とする。 <p>● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (七曲谷第二堰堤改築工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> 3者の申請はあったが、配置予定技術者の配置できなくなり辞退等をしているが、参加業者を増やす工夫はないのか。 本件は了承とする。 <p>● 5. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (足羽川ダム付替県道14号橋上部他工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の施行能力等・配置予定技術者の技術評価点が、低いのではないか。 	<p>他工事に従事していたり、新たな技術者の確保が困難であったり、施工実績がない等、さらに会社として得意分野ではなかった等と聞いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事の積算で歩掛かりの見積もりを徴収し、歩掛かり単価を公表するため、我々の積算額が類推しやすくなっていると考えられる。 過去の事務所発注の橋梁補修工事でも、落札率が97%台となったものがあり、橋梁補修工事の落札率は、高めと考えられる。 PCの床版製作日数に数ヶ月程度あり、この時期は出水期になるため、現場には入れない時期になる。 また、雨が少ない11月から製作した床版を搬入し、片側交互通行をしながら同時に施工を進める施工条件等も踏まえ、工期の設定を行っている。 工事箇所が山奥にあり工事用道路も無いため、索道(ケーブルクレーン)で資材搬入する工事であり、施工効率が落ち、利益が上がりにくいことに加え、索道工事の技術者が少ないため、参加業者が少ないと考えられる。 また、入札条件を広げる工夫もあると思われるが、既に参加条件を満たしている業者数が多数あるため、これ以上条件を広げても効果は限られていると考えられる。 対策としては、中長期的になるが、砂防堰堤を工事する際により生産性の高い工法の開発、索道ではなくモノレールで資材を運ぶことや二次製品の採用等、技術開発の取り組みが必要だと考えられる。 過去の実績・表彰の有無で機械的に評価しており、評価点は一定の点数が取れていると考えている。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> 1 者応札で、予定価格に近い金額となっているが、競争入札の意味が無いのではないか。 北陸の業者が参加しやすいと思うが、如何か。 本件は了承とする。 <p style="text-align: center;">● 6. 随意契約方式 (豊岡道路佐野トンネル覆工その他工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> この工事の積算法は、元のトンネル工事の算出方法と違いはあるのか。 既契約のトンネル工事を断念して、新たに覆工工事を契約しているが、なぜか。 本件は了承とする。 <p style="text-align: center;">● 7. 一般競争入札方式 (紀の川水文観測所維持管理業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札金額で見るとAの方が低いが、落札者はB者になっており、評価内容で差がついたという理解で良いか。 資格要件の中に手持ち業務量とは何か。 A者は近畿地方の他の河川においても同様の業務を受注しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ダウンロード実施者にヒアリングを行った結果、工事規模が小さいとの意見。また、配置予定技術者の不足のため、不参加と聞いている。 落札率においては、積算で歩掛かりの見積もりを徴収し、歩掛かり単価を公表するため、我々の積算額が類推しやすくなっていることが推測さる。 参加要件に近畿地方整備局管内全域となっており、福井県も含まれ、石川県等の業者が福井県内に営業所等があれば入札参加出来るよう、幅広く条件を設定している。 積算方法は、標準歩掛以外は受注者から見積もりを徴収し、歩掛かりを決定している。 変更で工期を延ばし続けることは工期の不明確さがあるため、新しく工期を確保した発注に至っている。 技術提案書等の評価内容の実施体制で通年を通しての観測データを切らせることなく、複数での担当者で連携しての対応。また、担当技術者、代替え要員、支援要員が、どのような連携をするのか非常に具体的に記載されていたため、点数に差が出ている。 担当する技術者本人の業務量が多すぎると、他の業務に専従的に集中し、この業務が出来ないということが無いように項目を設けている。 当事務所としては和歌山に支店があるという地域要件への合致を確認しているが、管内他の河川でも同様に受注実績があるかについては承知していない。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は了承とする。 ● 8. 簡易公募型競争入札方式 (大阪湾岸道路西伸部摩耶沖第三高架橋他詳細設計業務) ・ 契約金額がかなり高額だが、これだけの金額になるのは、なぜか。 ・ 5者の入札金額が調査基準価格と同じだが、積算がしやすいのか。 ・ 入札金額はほぼ同じで、技術評価項目の実施方針と評価テーマの評価点の差が大きくついているが、なぜ差がついたのか理由を教えてください。 ・ 高い技術の提案がされても、技術に対する対価が無く、金額が上がらないのは、悲しい感じがするが。 ・ 本件は了承とする。 ● 9. 公募型プロポーザル方式 (奈良法務総合庁舎新築設計業務) ・ 技術評価点で成績評定の点数を比べると受注者が他者より低いですが、問題はないのか。 ・ 本件は了承とする。 ● 10. 企画競争方式 (近畿地方整備局管内行政情報システム PCサポート業務 (R5)) ・ この業務は、以前から契約していたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じインターチェンジ内の橋になるため、一体性を持って設計することから多数の橋が対象となっている。 分割発注すると、業務の品質と一体性の観点が難しいと判断し、まとめた発注となった為、高額となっている。 ・ ほとんど標準歩掛かりで積算しているため、官積算額が類推しやすくなっていると推測される。 ・ 実施方針では、耐風安定性の照査や埋立沈下の影響などの指摘とその対応について有用な提案をされ、解決策についても的確であるため、高い点となっている。 ・ 評価テーマにおいても、塩害、人工島、沿道企業等、考慮すべきポイントが記載され、対応についても、実績、実効性を裏付けられていることから、高い点数となった。 ・ 良い提案をしても、調査基準価格と同額での落札となっており、気になるところでもある。制度の見直しなど本省とも課題を共有し、何らかの対処をしたい。 ・ 過去の成績評定等の評価点により、他者と比べて点数が低くなっているが、他者が付加的な要素で加点されているためであり、決定的なものではないので、問題はない。 ・ 以前は、本局と各事務所で発注していたが、コスト削減の観点から本局一括集約しての今回からの業務である。
---	---

<ul style="list-style-type: none">・ 今回の参加業者は、過去に経験があるのか。・ 履行期間が令和5年12月から令和8年11月で終わるのでなく、なぜ令和8年9月で終わっているのか。・ 本件は了承とする。・ 審議事項についてはすべて了承とし、審議については終了とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 資格要件で業務実績の確認済みで、実績がある。・ 通常4月1日～3月31日だが、この業務の1番の多忙時期が3月末から4月上旬になり、近畿管内職員の大規模な異動時期に当たるため、職員の入れ替え作業がある。 4月に新しい受注者になれば、入れ替え作業の対応が不可能と考えており、9月以降に契約をして年度末の入れ替え作業の対応をできるようにしている。
--	---

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 令和6年度第1回審議概要

開催日及び場所	令和6年8月6日（火） （本局：神戸地方合同庁舎 3階 第6共用会議室）	
委員	西上 治（神戸大学大学院 准教授） 本岡 正則（本岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士 今回抽出担当者） 森川 英典（神戸大学大学院 教授 第二部会長） （五十音順）	
審議対象期間	令和5年10月1日 ～ 令和6年3月31日	
報告事項	①指名停止措置の運用状況報告 ②談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ③再度入札における一位不動状況報告 ④低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑤一者応札の発生状況報告 ⑥不調・不落の発生状況報告 ⑦高落札率の発生状況報告	（備考） ・①～⑦について、整備局資料に基づき説明を行った。
審議事項	総件数	（備考）
① 抽出案件	7件	[抽出件名]
<工事> 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）	1件	・神戸港ポートアイランド(第2期)地区荷さばき地耐震改良工事
一般競争入札方式 （WTO対象外）	1件	・舞鶴港和田地区岸壁（-12m）本体工事
一般競争入札方式 （WTO対象外）	1件	・和歌山下津港海岸（海南地区）浚渫等工事
<業務> 簡易公募型競争入札方式	1件	・大阪港南港東地区岸壁（-13m）実施設計等業務
簡易公募型プロポーザル方式	1件	・近畿管内における中長期での環境再生に関する技術検討業務
簡易公募型競争入札方式	1件	・神戸港六甲アイランド地区土質調査
<物品役務> 一般競争入札方式	1件	・国際物流戦略チームシンポジウム運営等業務

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意 見・質 問	回 答
<p>【審議事項】</p> <p>1. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象） 「神戸港ポートアイランド(第2期)地区荷さばき地耐震改良工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格要件にある「客観点数」とはどのようなものか。 ・客観点数が一定の基準を満たしている場合に評価されると思うが、この基準を超えている場合、総合評価の加算点に影響があるのか。 ・指定テーマAにおいて、A者の技術提案に満点（36点）をつけられているが、どのような点を評価したのか。 ・評価に関して、オーバースペックか否かはどのように判断しているのか。 ・地盤改良工事を施工するにあたり、今回の施工場所（PC18）を選んだ理由はなにか。 ・指定テーマについて、指定テーマA（改良地盤の品質確保）：指定テーマB（既設構造物への影響抑制）=3:2の割合で加算点を割り振っているが、 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間平均完成工事高、自己資本額、経営状況、有資格技術職員数等、企業の経営力を数値化したものである。 ・客観点数については一定基準以上を有していれば競争参加資格を認めるものであり、総合評価の加算対象とはならない。 ・A者は、工事全体を意識するとともに、改良地盤の品質確保に資する有意義な提案であったため非常に高い評価となった。 ・オーバースペックとして評価しない項目は予め当局HPで公表しており、それに基づき判断している。 ・神戸港内では、当該箇所のほか、ポートアイランド第2期地区のPC15～17と六甲アイランドで実施している。それぞれ、事業者等と調整済みであり、より緊急性が高い箇所について優先的に実施している。 ・本工事においては、指定テーマBで求める社会的要請への対応よりも、指定テーマAで求める地盤改良にかかる品質確保がより重要性が高いと考

<p>当該工事で指定テーマ A（改良地盤の品質確保）を重視した理由について教えてほしい。</p> <p>・ B 者は他者と比較して、入札価格が安価になっている。なぜこのような低コストでも施工可能であるのか、把握していれば教えてほしい。</p> <p>・ 当局の予定価格について、基本的には標準仕様の積算に加え、技術提案にかかる部分の金額も加算されているという理解でよいか。</p> <p>・ 一般的に、基礎点は 100 点と決まっているのか。それとも案件によって、増減するものか。</p>	<p>えるため。</p> <p>・ 正確な理由は把握しておらず推察となるが、事業者は受注したいという企業努力のもと、当局が開示する見積参考資料等から予定価格、調査基準価格を推察し、協力会社等から実勢価格を聴取するなどして入札金額を決定しているので、企業間での差が生じた結果と考える。</p> <p>・ そのとおり。オーバースペックを設定するのは過剰に予算がかかってしまうので、ある程度の歯止めが必要ということで設定している。</p> <p>・ 100 点と定まっている。競争参加資格の要件を満たす場合、基礎点として一律 100 点が与えられる仕組みである。</p>
--	--

意見・質問	回答
<p>2. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象外） 「舞鶴港和田地区岸壁（-12m）本体工事」</p> <p>・ 各参加申請者の技術評価点、入札価格ともに大きな差が見られないが、この点に関してはどう考えているのか。特に入札価格に関しては、各者の差が数万円しかないが、どのように考えられているのか。</p> <p>・ 社会・地域貢献の項目で差が生じているように見受けられるが、災害協定締結の有無・協定に基づく活動実績、自主的社会活動の項目について、どういった判断で点差が生じたのか。</p> <p>・ 継続教育（CPD）の履修実績について、1 年間から 5 年間まで記載があるが、1 年間でも履修し</p>	<p>・ 技術評価点に関しては、各者技術力が拮抗していたためと考えている。入札金額については、本工事にかかる数量、積算基準、見積の構成等を開示しているため、かなり正確な積算がされているものと考えている。</p> <p>・ それぞれ評価基準表に基づき評価を行っており、例えば災害協定の有無・活動実績は当局が実施する防災訓練への参加であったり、また企業の自主的社会活動等に対する表彰・感謝状の有無などによって評価している。</p> <p>・ 期間に応じて基準（必要とされるユニット数）が定まっている。</p>

<p>ていれば1点が付与されるのか。</p>	<p>規定のユニット数をクリアしていれば加点の対象になる。</p>
------------------------	-----------------------------------

意見・質問	回 答
<p>3. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象外） 「和歌山下津港海岸（海南地区）浚渫等工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札調書において、なぜA者の「基礎点+加算点」が「-」なのか。 ・入札者数が2者と少ないが、この理由について分析しているか。 ・今回は入札があったものの、入札成立しない場合のことも考えておくべき。入札者数が少ない理由に発注の時期は関係あるか。 ・参加者がなく工事発注の成立が危ぶまれる可能性もあるので、原因を分析し、より多くの業者に参加してもらえるような努力をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格を超過しているためこのような記載となる。 ・過去の実績を確認した結果、この2者以外にも本工事に参加可能な企業の該当は複数者あったが、結果として当該2者の参加となった。それ以降の分析はしていない。推測となるが、大手企業が入ってきにくい、比較的規模の小さい工事であったことが入札者数の少ない一因だと考える。 ・昨今、事業者の技術者不足により入札参加が少ない。当局としても条件を緩和するなどできるだけ事業者が参加しやすい努力をしているが、苦勞しているところ。発注の時期については、今回の工事に限ったことではないが、一般的に時期に左右されることがあり得るので、技術者の配置が重要になっていると考える。 ・承知した。

意見・質問	回 答
<p>4. 簡易公募型競争入札方式 「大阪港南港東地区岸壁（-13m）実施設計等業務」</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の評価項目である「情報収集力」とはどのような内容か。情報収集力という評価項目は何を狙って設定しているのか。建設コンサルタント業務の中でこれは一般的によく使われている言葉なのか。 ・参加資格に定める等級（建設コンサルタント A 等級など）について法令上の根拠があるのか。 ・事業者ごとの等級はどのように決定されているのか。 ・照査技術者とはどのようなものか。 ・落札した A 者において、「実施方針・実施フロー・工程計画」の項目で点数が高いが、どのような点が高評価になったのか、できれば具体的にご教授願いたい。 ・業務理解というのは、発注者側から提示されている要件そのものに対する理解ではなく、発注要件を理解した上で、その業務を遂行するためにはどのようなことに配慮すべきか等を理解しているかという意味か。 ・技術提案における「業務理解度」の項目において、いくつかの者の点数が非常に低いものとなっているがなぜか。この点において、発注の方法を検討する余地はないのか。 ・BIM/CIM は業務の要件になっているのか。それとも仕様に入っているわけではなく、事業者の提案によるものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報収集力」は、当局発注業務において一般的に使用している言葉であり、当該地域の状況把握能力のことであり、地域精通度とも言う。本業務では、平成 20 年度以降に完了した、大阪府における技術者の業務実績の有無を求めており、対象港の実情など、対象地域に関する情報に精通している技術者を高く評価しようというのが狙いである。 ・予算決算及び会計令により必要な資格が定められている。 ・企業の年間平均売上高、自己資本額、有資格技術職員数等を勘案し、等級が算定される。 ・設計技術者の設計が間違っていないかを確認する技術者のことをいう。 ・A 者の提案は、的確な履行を行う上での留意点が優れており、実施フローにおいて、実施の妥当性が高いと判断した。 ・そのとおりである。 ・本業務は技術者に求める要件を緩和しているチャレンジ型というタイプであり、経験の浅い技術者の参加を促すものである。そのため、今回は、点数が低くなった可能性は考えられる。 ・業務要件とはなっていない。当局の業務仕様で設定しているが、技術提案で求めているものではない。
---	--

--	--

意見・質問	回答
<p>5. 簡易公募型プロポーザル方式 「近畿管内における中長期での環境再生に関する技術検討業務」</p> <p>・評価テーマ2において、的確性の項目で「地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する」となっているが、本業務において地形に関する評価テーマを採用した理由はなにか。</p> <p>・「予定技術者の経験及び能力」では落札したAの方が他者より評価されている一方、「評価テーマに対する技術提案」についてはBの方が他者より評価されている。この状況の中でなぜA者を選んだのか。</p> <p>・一般的に、技術提案の内容と予定技術者の能力の高さは、業務の結果としてどちらの方が重要であると考えているか。本件に関して、B者は業務実績がないことが、落札結果に影響を与えていると思うが、その点についてどう考えるか。</p> <p>・有識者検討会を踏まえて業務を遂行していく中で、検討会からいかに重要な意見を抽出するかが鍵だと考えているが、この検討会についてどう考えているか。検討会を運営しながら業務を遂行する中で、運営の仕方によっては結果が違ってくるものなのか。</p>	<p>・海洋環境の課題は海域によって異なっている。例えば、湾奥部の窪地（過去の海砂採取で深くなった海域）では水に溶けている酸素量が少なく、生物にとって住みにくいという特徴がある。湾口部は海底面が水深-40mより深く、光がとどかないといった特徴がある。課題を解決するためには、各海域の地形特性に精通している方が良い提案になると考えたため。</p> <p>・簡易公募型プロポーザル方式の配点に基づき評価した結果、総合的に優位なA者を特定した。</p> <p>・簡易公募型プロポーザル方式の配点では評価テーマを重視した配点となっている。総合的に評価した結果、A者が優位であった。</p> <p>・本業務においても有識者に意見を聞いて反映するようにしているが、有識者ごとに様々な意見があるので運営には苦慮している。また、検討会の運営の仕方によって結果は異なってくると考えている。アプローチの仕方によって結論が変わってくるので、最初にどういったアプローチをすべきかを発注者としては考えていきたい。</p>

意見・質問	回答
<p>6. 簡易公募型競争入札方式 「神戸港六甲アイランド地区土質調査」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準価格に準じる価格を上回っている者が1者しかいないが、本業務の調査基準価格に準じる価格はいくらか。 ・ 入札価格が無効となっている者が多いが、この価格設定の信頼性についてどのように評価しているか。 ・ 入札価格が無効でないA者について、他者と比較して「実施方針、実施フロー、工程計画」の項目の点数があまり高くないが、技術提案の面で、A者は十分水準に達しているのか。 ・ 積算が妥当だとすると、A者以外の者が低い入札価格となった背景にはどのような要因があるのか。 ・ 事業者の予定価格を見積もる精度があまり高くないということか。 ・ 調査基準価格は予定価格の8割程か。 ・ 調査基準価格はある程度基準があるのか。業務によってケースバイケースなのか。 ・ 今回は無効となった者が多く、気をつけるべき案件だといえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接測量費、測量調査費、諸経費の額の10分の5を乗じて得た額の合計額に、100分の110を乗じて得た額としている。 ・ 積算の信頼性については、当局内で確認を行っており、積算に間違いはないという結論を得ている。また、事業者からも疑義が生じていないので積算には問題ないと考えている。 ・ A者は業務の履行という観点で特に懸念はないと考えている。 ・ 測量・調査業務に関しては、コンサル業務と比べて多くの事業者が参加し、調査基準価格間際の価格で入札される傾向が高いので、今回のような結果になったと推察される。 ・ 精度は高いと考える。基準に基づいた価格であるとともに積算の資料も事業者に開示している。 ・ そのとおり。 ・ 基準に準じる形で調査基準価格に準じる価格を算出している。算出の方法は提示しているため、業者も理解している。 ・ 当局の積算の考え方はある程度開示しているが、積算に用いる係数等で場合によって「開示する／開示しない」ものもあるので、今後は開示する範囲を広げることで改善できる可能性はある。

意見・質問	回答
<p>7. 一般競争入札方式 「国際物流戦略チームシンポジウム運営等業務」</p> <p>・予定価格（約 477 万円）と落札額（約 149 万円）で相当開きがあるが、予定価格の積算が高すぎたのか。また、落札価格が予定価格よりも大幅に安価であることで本業務のクオリティ等に懸念はないのか。</p> <p>・本業務は基準価格が設定されていないのか。</p> <p>・民間企業である以上、赤字を出さないようにすると思うが、人件費の面で、配置人数が少なくなるなど発注者側が想定していた状況と異なることはなかったか。</p> <p>・本件のような業務の場合は成績評価をしているのか。</p> <p>・運営の仕方など本件に関するアンケート調査は実施しているのか。</p> <p>・そのアンケート調査結果は何らかの形で分析評価しているのか。</p> <p>・本件の予定価格（約 470 万円）は高すぎるのではないかと推察されるが、この点についてはどうか。</p> <p>・どのように積算されたのか。</p>	<p>・予定価格と落札価格の乖離は実際に価格競争でよくあり、本業務で積算を行うにあたっては、参加者から歩掛の見積りを徴収する一方で、業務の積算基準も用いることを通知している。事業者は当局の積算額を推定可能と思われるが、落札するため、結果的に価格の叩き合いになっている。特に業務の履行に問題はなかった。</p> <p>・設定していない。</p> <p>・実際に事業者から価格の内訳の提供を受けていないため想像となるが、受注者内において人件費は確保できると判断されたものと思われる。実際に開催した結果としても問題はなかった。</p> <p>・本件のような役務契約に関しては、成績評定の実施対象外である。</p> <p>・アンケート調査は仕様内容に含まれている。</p> <p>・アンケート調査結果については、事業者が分析したものを発注者に提出し、最終的には発注者が確認している。</p> <p>・ご指摘のとおり、会場の借り上げ費等については、発注者が負担するようになっている。</p> <p>・参加者からの歩掛見積のほか、業務の積算基準</p>

	を準用している。公表されているものであり、事業者においても大凡の額は想像できるのではと考える。
--	---

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止措置の運用状況報告について、今回の対象期間（令和5年10月1日～令和6年3月31日）において、何か特徴など見られたか。 ・賃上げや円安による資材高騰など、変化の大きな時代の中で、発注者としては予定価格を適切に設定することが重要となると考える。予定価格超過となる事業者が増加する前に打つべき手は打つべきだと思うが、その点についてはどう考えるか。 ・急激な物価の変動により費用が変わった場合、受注者との協議に応じるのか。 ・下請け業者にしわ寄せがいかないような対応をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特筆するようなものはない。 ・単価がはっきりしている資材価格は公表しており、また、物価スライドに関しても変更契約により柔軟に対応しているため、発注者としては事業者の安心感を与えられていると考える。また、現場での不確定要素のバッファーを見込み、受注者の責ないものについて真摯に対応することや、入札前の意思疎通として、できるだけ条件明示をしていくことなど、努力を重ねていく。 ・柔軟に対応するよう努力している。 ・承知した。

意見・質問	回答
<p>8. 全体を通して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	